

白山公園燕喜館及び市民茶亭遊神の利用に関する業務の基準

※「白山公園燕喜館及び市民茶亭遊神」を以下「燕喜館等」という。

○ 施設等利用許可業務

(1) 利用の許可

燕喜館等を利用する場合は、指定管理者の許可が必要となる。よって指定管理者は、許可の手続きについて、あらかじめ定めること。

施設	燕喜館(奥座敷, 前座敷, 居室, 茶室) 遊神亭
----	---------------------------

(2) 施設等の利用の許可の制限に関する事項

- ア 指定管理者は、管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、利用の許可に条件を付することができる。(条例第3条第5項)
- イ 条例第5条各号、第10条の5第3項のいずれかに該当すると認められるとき、又は管理運営上やむを得ない理由があるときは、指定管理者は利用の許可をしないものとする。
- ウ 条例第12条第1項各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は管理運営上やむを得ない理由があるときは、指定管理者は利用の許可を取り消し、もしくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは燕喜館等からの退去を命ずることができる。
- エ 指定管理者は、利用の許可の制限に関する基準を、あらかじめ定めること。また、許可の制限に当たっては、指定管理者は不当な差別的取扱いをしてはならない。
- オ 指定管理者は、暴力団等の利益となると認めるときはその利用を排除することを利用者に周知すること。また、市が予め定めた「誓約書の徴収基準」に従って、利用申請者から誓約書を徴収し、所管課へ報告するものとする。

(3) 利用の受付、許可

- ア 施設等の利用の申込受付は原則として先着順とし、利用の許可に当たっては、公平な利用を確保すること。
- イ 利用の申請書等の書類が必要な場合は、指定管理者において作成すること。
- ウ 催しの実施のための施設の利用許可に当たっては、催しの利用目的等利用上問題がないことを確認した上で許可すること。
- エ 催しの準備、撤去の作業時及び開催時の音響、騒音等で周辺住民へ悪影響を及ぼさないよう指導すること。
- オ 新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例(平成27年新潟市条例第49号)に基づき、正当な理由なしに、障がい等を理由として、不利益な取扱いをしないこと。また、障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としている場合に、合理的配慮を提

供すること（合理的配慮の提供が過重な負担になる場合はその限りではない）。

(4) 利用の案内

ア 指定管理者は、施設において利用者が円滑に利用できるよう、利用案内に配慮すること。

イ 電話での問い合わせや施設見学等について、適切な対応を行うこと。

ウ 施設等の利用等について、利用者、住民等から苦情があった場合は、適切な対応をすること。また、その内容を新潟市へ報告すること。

(5) 施設等の利用方法と注意事項の説明

施設、附属設備、備品等を利用者が安全かつ円滑に利用できるよう、利用方法、注意事項の十分な指導、説明、助言を行うこと。